

平成31年 第5回 福岡市選挙管理委員会

3月6日（水） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第14号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第15号 福岡市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について

議案第16号 福岡市議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所について

議案第17号 福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について

議案第18号 福岡市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務について

議案第19号 福岡市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について

議案第20号 福岡市議会議員一般選挙における公職選挙法第201条の8第2項において準用する同法第201条の6第3項の規定による確認書の交付事務等について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ④ 市議会議員立候補予定者説明会出席者数
- ⑤ 統一地方選挙の執行計画について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年 3 月 20 日（水） 午前10時30分
- ・平成31年 3 月 28 日（木） 午前10時30分
- ・平成31年 4 月 9 日（火） 午前10時30分

議案第14号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，平成31年3月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,192 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
209,926 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
257,445 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	82,507 人
博多区	64,070 人
中央区	53,000 人
南 区	71,035 人
城南区	34,505 人
早良区	58,789 人
西 区	55,948 人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長，市選挙管理委員，監査委員の解職請求
(80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長，教育委員の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,259,556 \times 1/50 = 25,191.12 \rightarrow 25,192$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,259,556 \times 1/6 = 209,926$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,259,556 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 257,444.49 \rightarrow 257,445 \end{aligned}$$

4 について

東 区	$247,520 \times 1/3 =$	82,506.66	$\rightarrow$	82,507
博多区	$192,208 \times 1/3 =$	64,069.33	$\rightarrow$	64,070
中央区	$159,000 \times 1/3 =$			53,000
南 区	$213,105 \times 1/3 =$			71,035
城南区	$103,514 \times 1/3 =$	34,504.66	$\rightarrow$	34,505
早良区	$176,366 \times 1/3 =$	58,788.66	$\rightarrow$	58,789
西 区	$167,843 \times 1/3 =$	55,947.66	$\rightarrow$	55,948

※ 端数は切り上げる。

議案第15号

福岡市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第75条第3項並びに同法施行令第80条第1項及び第81条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙長及び選挙分会長)

第75条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

- 2 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。
- 3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。
- 5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

○公職選挙法施行令

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第80条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 (略)

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区

選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第16号

福岡市議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙において選挙長が事務を行う場所を次のように定め、告示する。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

1 東 区

事務を行う場所

福岡市東区箱崎二丁目54番1号

福岡市東区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市東区箱崎二丁目54番1号

福岡市東区役所別館講堂

2 博多区

事務を行う場所

福岡市博多区博多駅前二丁目9番3号

福岡市博多区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号

福岡市博多区保健福祉センター2階集団指導室

3 中央区

事務を行う場所

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市中央区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市中央区役所4階第1会議室

4 南 区

事務を行う場所

福岡市南区塩原三丁目25番1号

福岡市南区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市南区塩原三丁目25番3号

福岡市南区保健福祉センター1階講堂

5 城南区

事務を行う場所

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号

福岡市城南区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号

福岡市城南区役所3階小会議室

6 早良区

事務を行う場所

福岡市早良区百道二丁目1番1号

福岡市早良区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市早良区百道二丁目1番1号

福岡市早良区役所2階中会議室

7 西 区

事務を行う場所

福岡市西区内浜一丁目4番1号

福岡市西区選挙管理委員会事務局

ただし、平成31年3月29日午前8時30分から午前10時30分までは次のとおりとする。

福岡市西区内浜一丁目4番39号

福岡市西市民センター3階第1会議室

(理由)

選挙長が事務を行う場所について定め、周知させる必要があるため。

議案第17号

福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

選挙区	場 所	日 時
東 区	福岡市東区箱崎二丁目52番1号 福岡リーセントホテル2階クリスタルルーム	平成31年4月9日 午前10時から
博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目9番3号 福岡市博多区役所3階大会議室	平成31年4月9日 午前10時から
中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所4階第1会議室	平成31年4月9日 午前10時から
南 区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階中会議室	平成31年4月9日 午前10時から
城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所3階大会議室	平成31年4月9日 午前10時から
早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階中会議室	平成31年4月9日 午前10時から
西 区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A	平成31年4月9日 午前10時から

(理由)

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第77条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

議案第18号

福岡市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務について次のように定め、告示する。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

開票事務は、選挙会事務に併せて行わない。

(理由)

公職選挙法第79条第1項及び第2項の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(開票事務と選挙会事務との合同)

第79条 衆議院（小選挙区選出）議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、第66条第1項及び第2項、第67条、第68条第1項並びに第68条の2第1項及び第4項の規定を除いた第7章の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。

2 前項に規定する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならない。

3 （略）

議案第19号

福岡市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における投票所及び期日前投票所又は不在者投票記載場所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式を次のように定め、告示する。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

1 候補者が15人以下の場合

用紙の規格は日本工業規格B列4番とし、様式は次のとおりとする。

			党派名	福岡市議会議員一般選挙候補者
			氏 り が 名	

2 候補者が16人以上19人以下の場合

用紙の規格は日本工業規格A列3番とし、様式は次のとおりとする。

			党派名	福岡市議会議員一般選挙候補者
			氏 り が 名	

3 候補者が20人以上の場合

用紙の規格は日本工業規格A列3番とし、様式は次のとおりとする。

			党派名	福岡市議会議員一般選挙候補者
			氏 _ふ り が 名 _な	
			党派名	
			氏 _ふ り が 名 _な	

(理由)

公職選挙法第175条の規定により候補者の氏名等の掲示を行うため、市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規程による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条の2の規定により、その用紙の規格を定めるもの。

(関係法令)

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。)につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3～9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第1項又は第2項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

○公職選挙法施行令

(氏名等の掲示をする不在者投票管理者)

第125条の4 法第175条第2項に規定する不在者投票管理者のうち政令で定めるものは、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長とする。

○市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）

第2条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条及び第35条の2の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし 別記第19号様式の2備考及び第19号様式の5（その2）備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）

（氏名等の掲示の様式）

第35条の2 法第175条第1項の規定による氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- （1）衆議院小選挙区選出議員の選挙 別記第19号様式
- （2）衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙 別記第19号様式の2
- （3）衆議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の3
- （4）参議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の4

2 法第175条第2項の規定による氏名等の掲示は、別記第19号様式の5に準じて作成しなければならない。

別記第19号様式の2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示）

図 （略）

備考

- 1・2 （略）
- 3 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。
- 4 （略）

別記第19号様式の5（期日前投票所又は不在者投票記載場所内の氏名等の掲示）

その1（衆議院小選挙区選出議員の選挙） （略）

その2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙）

図 （略）

備考

- 1・2 （略）
- 3 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。
- 4 （略）

（以下 略）

議案第20号

福岡市議会議員一般選挙における公職選挙法第201条の8第2項において準用する同法第201条の6第3項の規定による確認書の交付事務等について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における公職選挙法第201条の8第2項において準用する同法第201条の6第3項の規定による確認書の交付事務等について、次のように定める。

平成31年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

- 1 平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙において、次に掲げる福岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の事務は、委員長の担任する事務とする。
 - (1) 公職選挙法（以下「法」という。）第201条の8第2項において準用する法第201条の6第3項の規定による確認書の交付
 - (2) 法第201条の8第1項第6号の規定によるビラの届出の受理
 - (3) 法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催の届出の受理
 - (4) 法第201条の11第3項及び公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号。以下「規程」という。）第17条第1項の規定による政治活動用自動車の表示に用いる表示物の交付
 - (5) 法第201条の11第4項及び規程第20条において準用する規程第18条の規定による政治活動用ポスターの検印票の交付
 - (6) 法第201条の11第8項及び規程第16条の3第1項の規定による政談演説会告知用の立札及び看板の類の表示に用いる表示証の交付
 - (7) 法第201条の15第1項の規定による機関紙誌の届出の受理
- 2 委員長は、前項に掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告するものとする。

（理由）

政党その他の政治団体からの申請及び届出があると同時に交付及び受理を行うことを可能とし、政党その他の政治団体の利便に資する必要があることによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(通常選挙における政治活動の規制)

第201条の6 (略)

2 (略)

3 第1項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者の氏名その他の必要な事項を記載し、総務大臣に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

4・5 (略)

(都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙における政治活動の規制)

第201条の8 政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については、都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の一般選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。ただし、選挙の行われる区域を通じて3人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) ビラの頒布（散布を除く。）については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内

2 第201条の6第2項の規定は前項第4号のポスター及び同項第6号のビラについて、同条第3項の規定は第1項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体について、同条第5項の規定は第1項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「当該参議院名簿届出政党等又は所属候補者」とあるのは「所属候補者」と、同条第3項中「総務大臣」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

3 (略)

(政治活動の態様)

第201条の11 (略)

2 本章の規定による政談演説会を開催する場合には、政党その他の政治団体は、あらかじめ当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会（指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、市の選挙管理委員会）に届け出なければならない。

3 本章の規定による自動車には、総務大臣（都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。

4 この章の規定によるポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、参議院合同選挙区選挙（再選挙又は補欠選挙に限る。以下この項において同じ。）については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の行う検印を受け、又はその交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。
（以下略）

5～7 （略）

8 本章の規定により政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会（指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、市の選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。

9～11 （略）

（政党その他の政治団体の機関紙誌）

第201条の15 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については…（略）…、指定都市の議会の議員又は市長の選挙の期日の…（略）…告示の日からその選挙の当日までの間に限り、…（略）…当該選挙につきこの章の規定により政治活動をすることができる政党その他の政治団体の本部において直接発行し、かつ、通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会…（略）…の会場において頒布する場合を含む。）により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、総務大臣（都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）に届け出たもの各一に限り、かつ、当該機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除き、（第148条）第1項及び第2項の規定を準用する。（以下略）

（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）

第148条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第138条の3の規定を除く。）は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

- 2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法…（略）…で頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。
- 3 （略）

○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

（確認書の交付）

第16条 法第201条の8第2項…（略）…の規定により交付する確認書は、第16号様式による。

（立札及び看板の類の表示）

第16条の3 …（略）…政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類の表示は、法第201条の11第8項の規定により、委員会が交付する第17号様式の2の表示証を用いてしなければならない。

- 2 （略）

（政治活動用自動車の表示）

第17条 政党その他の政治団体が使用する自動車の表示は、法第201条の11第3項の規定により委員会が交付する第18号様式の表示物を用いてしなければならない。

- 2 （略）

（表示物の交付）

第18条 前条の表示物は、第16条の規定による確認書を交付する場合あわせて交付する。

（政治活動用ポスターの証紙交付票等の交付）

第20条 第18条の規定は第19号様式による政治活動用ポスターの証紙交付票又は検印票の交付について準用する。

（政治活動用ポスターの証紙の交付等）

第21条 法第201条の11第4項の規定により証紙の交付を受け、又は検印を受けようとする者は、第19号様式の証紙交付票（検印票）にポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚）を添えて委員会に請求しなければならない。

- 2・3 （略）

報告事項 1

平成31年 3 月 1 日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区 分	12月3日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	平成30年12月3日以降の抹消者数							移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	12月3日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	平成31年3月1日現在 選挙人名簿登録者数			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
		1月18日 区委員会 議決分	2月20日 区委員会 議決分	3月1日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)	(g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)								
				市外転出 後4箇月 経過者	死亡者	登録移転 者		男					女	合計(g)		
東 区	247,196	952	867	815	670	145	0	2,634	2,837	2,722	0	2,843	118,721	128,799	247,520	324
博多区	192,079	960	1,042	1,155	1,037	118	0	3,157	2,587	2,671	0	3,370	91,946	100,262	192,208	129
中央区	158,844	686	845	761	675	86	0	2,292	2,371	2,423	0	2,500	68,972	90,028	159,000	156
南 区	213,055	673	771	644	517	127	0	2,088	2,352	2,391	0	2,177	97,953	115,152	213,105	50
城南区	103,436	318	329	246	184	62	0	893	1,157	1,116	0	930	48,122	55,392	103,514	78
早良区	176,385	541	574	552	397	155	0	1,667	1,919	1,942	0	1,671	81,772	94,594	176,366	-19
西 区	167,709	554	524	481	366	115	0	1,559	1,628	1,586	0	1,651	78,547	89,296	167,843	134
市合計	1,258,704	4,684	4,952	4,654	3,846	808	0	14,290	14,851	14,851	0	15,142	586,033	673,523	1,259,556	852

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月1日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	131	0	0	0	131
博 多 区	104	0	0	1	103
中 央 区	143	0	0	0	143
南 区	129	1	0	0	130
城 南 区	71	0	0	0	71
早 良 区	117	1	0	0	118
西 区	68	1	0	0	69
福岡市計	763	3	0	1	765

報告事項 3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 候補者等用 | 4 人（全交付数 86 人） |
| (2) 後援団体用 | 4 団体（全交付数 84 団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 0 人（全交付数 1 人） |
| (2) 後援団体用 | 0 団体（全交付数 1 団体） |

報告事項 4

市議会議員立候補予定者説明会出席者数

(平成31年2月25日現在)

	市 議 会 議 員 選 挙					
	今 回 出席者数	うち現職 出席者数	うち元職 出席者数	うち新人 出席者数	定 数	前 回 立候補者数
東 区	17	(11)	(0)	(6)	12	(17)
博多区	12 ※	(6)	(0)	(5)	9	(10)
中央区	11	(6)	(0)	(5)	7	(12)
南 区	16 ※	(9)	(1)	(5)	11	(13)
城南区	11	(6)	(0)	(5)	6	(8)
早良区	13	(8)	(0)	(5)	9	(10)
西 区	11	(5)	(0)	(6)	8	(10)
市 計	91	(51)	(1)	(37)	62	(80)

※ 氏名非公表含む。

当該氏名非公表の者については、現職・元職・新人のいずれにも算入していない。